都市計画提案の基本的な流れ

文字 は、提案者に関する事項

■事前相談書の提出
（提案者）

■都市計画提案制度の説明
制度の概要（提案要件、提案書類、制度の流れ、留意事項等）を確認し、提案内容に関連する都市計画制度の説明、相談時点での地元の合意形成状況等も把握
（犬山市）

今後の提案手続きを円滑に進めるための庁内及び関係機関との調整（事前審査等）

■土地所有者等や周辺住民等への説明

■都市計画の提案（提案書類の提出）
都市計画提案書、都市計画の素案、土地所有者等一覧表、土地所有者等の同意書、区域内の土地に係る登記事項証明書及び公図の写し等、提案者としての要件を備えていることを証する書類、その他必要な書類

補正

■提案書類及び提案要件の確認
○市に決定権のある都市計画となっているか
○提案者が次の要件を満たしているか
・土地所有者又は借地権者
・まちづくりNPO法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体
○提案が次の要件を満たしているか
・0.5ha以上の一体的な土地
・土地所有者及び借地権者の２／３以上の同意（人及び土地の面積）

不備がある場合は、補正期限を定めて提案書類の補正を通知

■計画提案の受理
要件を備えている場合は、提案書を受理

補正が期限内に完了しない場合又は要件を満たさない場合

不受理

■都市計画の決定又は変更の必要性の判断
○都市計画基準（都市計画法第13条）に適合していること
○次の都市計画に関する基本的な方針等に適合していること
・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
・都市再開発方針等
・市町村の都市計画に関する基本的な方針
・市の総合計画及びその他のまちづくりに関する各種方針
○その他の関係法令、関係条例等に適合していること
○計画提案の区域内の土地所有者等及び周辺住民等への説明が十分に行われ、理解が得られていること
○計画提案の区域内及び周辺の交通、環境、防災等に配慮されており、事業の実現性を含め良好なまちづくりに寄与するものであること

※法定手続きが開始される前までは、提案の取り下げが可能

県等の関係機関との下協議

■都市計画決定（変更）が必要と判断した場合

提案者に都市計画の案を通知
↓
＜都市計画法の手続き＞
説明会・公聴会の開催
↓
都市計画の案の公告・縦覧
↓
市都市計画審議会への付議
↓
都市計画決定（変更）の告示

■都市計画決定（変更）の必要がないと判断した場合

市都市計画審議会での意見聴取
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
都市計画決定（変更）をしない

市都市計画審議会が市の判断に異議を申し立てた場合は、再検討

■提案者に結果を通知
（必要ないと判断した場合は、その理由を記載）

計画提案の内容及びその提案に対する市の判断並びに結果を市ウェブページで公表